理　由　書

本理由書は、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定に基づき、新座都市計画駐車場の変更についての理由を示したものです。

Ⅰ．新座都市計画区域における位置等

新座都市計画区域に含まれる土地の区域は、新座市の行政区域の全域です。

変更区域は、東北二丁目の商業地域及び近隣商業地域の一部です。

【三軒屋自転車駐車場】

本施設は、新座市東北二丁目地内に位置する面積約１，０４０㎡、構造地下１階の自転車駐車場です。

Ⅱ．変更の理由

志木駅南口周辺には、現在５施設の自転車駐車場を整備しており、約３，７７０台の収容が可能となっています。三軒屋自転車駐車場の建設当時は、放置自転車対策に加え、増加する自転車利用者数に対応するため、昭和５９年に都市施設と位置付けましたが、現在の志木駅周辺の放置自転車は当時より大幅に減少し、志木駅周辺の自転車駐車場の利用率も約８２％となっています。また、当該施設は供用開始から４０年以上が経過しており、構造物及び設備等の老朽化が進行している状況です。

現在の利用状況及び今後の人口動向などを鑑みると、志木駅周辺として駐輪台数は充足している状況であることに加え、施設の老朽化に伴い近い将来大規模改修・更新等が必要となる見込みです。今後の人口減少による自転車利用者の減少のほか、費用対効果や安全性の確保の観点を踏まえると、社会情勢に応じた放置自転車施策と利用者ニーズに合わせた自転車駐車場の縮小又は統合など柔軟な施設配置を行う必要があることから、当該都市施設を廃止するものです。

Ⅲ．変更の内容

名　称	位　置	面　積	構造階層	変更内容
― （三軒屋自転車駐車場）	― （東北二丁目地内）	― （約 1,040 ㎡）	― （自走式 地下１階）	廃止

括弧内は変更前を示す。

Ⅳ．関連する都市計画

本都市計画駐車場の変更と合わせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①　都市計画公園（新座市決定）